

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明について

2014年5月29日、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れることを表明いたしました。

当コードは、当社の責任投資の取組みと趣旨・精神を共有するものであると認識しております。当コードに賛同し、受入れを行うことにより、当社が責任ある機関投資家として活動する姿勢を明確化するとともに、取組みのさらなる改善を図って参ります。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

－ Principles for Responsible Institutional Investors －

- ① 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- ② 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- ③ 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- ④ 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- ⑤ 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- ⑥ 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- ⑦ 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。